

 JWRC 水道ホットニュース	(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp URL http://www.jwrc-net.or.jp
---	--

EUの流域管理計画

—計画未策定のEU加盟12カ国に対し警告—

(はじめに)

2000年10月23日、EU水枠組み指令 (the "Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council establishing a framework for the Community action in the field of water policy"、又は略称 the EU Water Framework Directive) が承認され、2000年12月22日に発効しました。

この指令は流域の水質保全等を図る基本的枠組みであり、EU加盟国は2003年12月22日までに国内法化することが求められ、EU内の全ての河川流域について、遅くとも2009年12月22日までに最初の流域管理計画 (2015年までに欧州の水を「良好な状態」にするという目的の達成に向けた計画) を策定することが求められていました。

しかしながら、EU加盟27カ国のうち12カ国は水枠組み指令に基づく流域管理計画 (River Basin Management Plan) が未策定であるとして、2010年6月3日、欧州委員会 (The European Commission) はこれらの加盟12カ国に対し最初の警告文書を送付しました。

そこで、以下に、

- * EU水枠組み指令に基づく流域管理計画
- * 計画未策定のEU加盟12カ国に対する警告
- * 英国テムズ川流域管理計画における水道産業の関わりについて、それらの概要を紹介することとします。

(参考)

1. 欧州連合 (EU) の概要

経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体 (EC) を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、欧州連合条約に従い、共通外交・安全保障政策、司法・内務協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体で、加盟国は27カ国 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国)

2. 欧州委員会 (The European Commission、執行機関)

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成 (各国1名の計27名、任期5年)。省庁に相当する「総局 (Directorate-General : DG)」にわかれ、政策、法案を提案、EU諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行 (共同体事項につき対外的にEUを代表)。

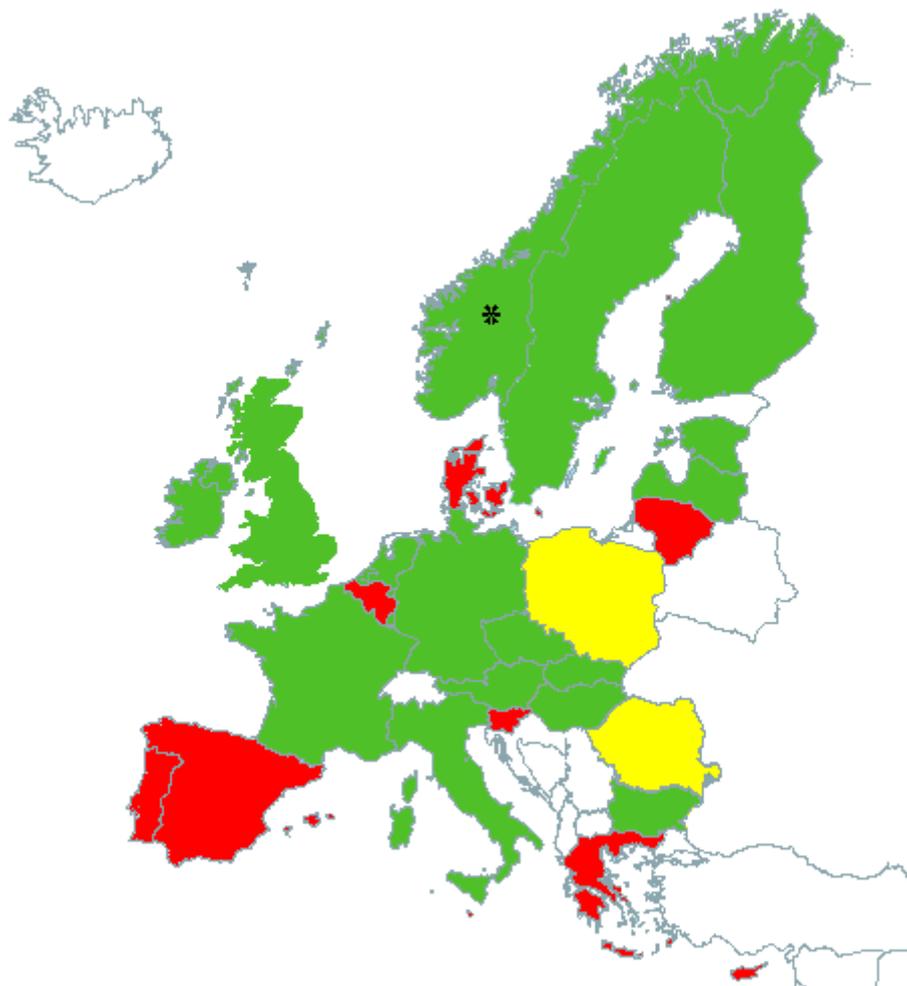
(出典) 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

1. EU水枠組み指令に基づく流域管理計画

下図は、2010年6月30日現在におけるEU水枠組み指令に基づく国別にみた流域管理計画（2009～2015年）の策定状況を示したものである。

なお、これまでに策定された国際河川流域管理計画の対象河川は、以下のとおりである。

- * ドナウ川 (Danube)
- * ライン川 (Rhine)
- * エルベ川 (Elbe)
- * エムス川 (Ems)
- * ムーズ川 (Meuse)
- * スヘルデ川 (Scheldt/ l'Escaut)



緑色：流域管理計画を策定済み
黄色：関係者協議は終了済みであるが、採択待ち
赤色：関係者協議が開始されていないか、進行中

(出典) http://ec.europa.eu/environment/water/participation/map_mc/map.htm

(参考) EU水枠組み指令

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:327:0001:0072:EN:PDF>

2. 計画未策定のEU加盟12カ国に対する警告

2010年6月3日、欧州委員会（The European Commission）は、EU水法制で要求されているところの欧州河川流域を管理するための計画が提出されていないとして、EU加盟12カ国に対して最初の警告状を送付した。これらの国は、ベルギー、キプロス、デンマーク、ギリシャ、アイルランド、リトアニア、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスペインである。流域管理計画は、水枠組み指令の基礎をなすものであり、また、2015年までに欧州の水を「良好な状態」にするというEUの目的を達成するために必須のものである。これらは、遅くとも2009年12月22日までに承認されるべきものであった。

流域管理計画に関する12加盟国に対する最初の警告

欧州委員会は、水枠組み指令で要求されている流域管理計画の欠如に関する最初の警告状を12加盟国に送付している。

加盟国は、法令が発効後遅くとも9年以内に各流域地区（river basin district）の管理計画を公表しなければならなかった。

（訳注）法令発効：2000年12月22日、法令発効後9年：2009年12月22日

国際河川を共有している加盟国は、単一の国際河川流域管理計画を作成するために共同して作業しなければならない。

加盟国は、計画案についての書面による意見公募の期間（6ヶ月）を考慮すると、意見公募は遅くとも2008年12月には開始しなければならなかった。

加盟国の多くが計画を提出する一方で、12カ国は提出しておらず、いくつかの加盟国は意見公募すら開始していない。EUの領域の4分の1では計画がなく、人口の約31%は水資源がどのように管理されるのか不確実なままである。

このことにより、水枠組み指令の目的の達成が危険な状態にさらされている。さらなる遅れは、指令の全体的な実施の効果、方策の確立、そして、究極的には水環境の改善に対して打撃を与えることとなる。

それゆえ、欧州委員会は該当する加盟国に最初の書面による警告状を送付し、計画を承認する手続きをスピードアップするよう求めている。回答期間は、2ヶ月である。

（出典）

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/10/685&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

3. 英国テムズ川流域管理計画における水道産業の関わり

（1）テムズ川流域地区・流域管理計画の概要

流域管理計画の具体的な事例のひとつとして、ここでは英国の「テムズ川流域地区・流域管理計画（River Basin Management Plan Thames River Basin District）」の概要を紹介する。

「テムズ川流域地区・流域管理計画」は2009年12月に英国環境庁「Environment Agency」により策定されたもので、同計画（全90ページ）の目次は以下のとおりである。

（本計画の概要：This plan at a glance）

1. 本計画について（About this plan）
2. テムズ川流域地区について（About the Thames River Basin District）
3. 水域とその分類（Water bodies and how they are classified）
4. 水環境の現状（The state of the water environment now）

5. 2015年までの水環境を改善するための行動 (Actions to improve the water environment by 2015)
6. 2015年における水環境の状況 (The state of the water environment in 2015)
7. 長期目標 (Targets for subsequent cycles)
8. テムズ川流域地区の集水域 (Thames River Basin District catchments)
9. 次のステップー本計画の実施 (Next steps – implementing this plan)
10. テムズ川流域地区の統計概要 (Summary statistics for the Thames River Basin District)
11. 追加情報ー付属資料 (Further information – the annexes)

(2) 水道産業の関わり

「テムズ川流域地区・流域管理計画」の「5. 2015年までの水環境を改善するための行動 (Actions to improve the water environment by 2015)」では、英国環境庁 (the Environment Agency) が本計画を実施するために共同して取り組むセクター及び組織の主たる行動の概要が示されており、具体的なセクター及び組織は以下のとおりである。

- * 全てのセクター (All sectors)
- * 農業及び農村土地管理 (Agriculture and rural land management)
- * 釣り、漁業及び漁業保存 (Angling, fisheries and conservation)
- * 中央政府 (Central government)
- * 環境庁 (Environment Agency)
- * 製造業及びその他の事業 (Industry manufacturing and other business)
- * 地方政府 (Local and regional government)
- * 鉱業及び採石業 (Mining and quarrying)
- * 航海 (Navigation)
- * 都市及び運輸 (Urban and transport)
- * 水道産業 (Water industry)
- * 個人及び団体 (Individuals and communities)

上述のように、「水道産業 (Water industry)」も具体的に取り上げられており、以下に示すように、主たる行動の概要が示されている。

水道産業 (Water industry)

水道会社 (Water companies) は、水環境の管理及び保護における主要なパートナーである。環境庁は、当該セクターの環境上の取組みが公衆にとって手頃な方法で計画・実施されることを確実にするため、会社、消費者及び政府とともに取り組む。

下水放流及び水資源管理の改善は、現在進行中の水道産業のアセットマネジメントプログラムの一環として実施される予定である。

2009年における水道産業界の投資の定期レビューによる水道会社の業務プログラムは、当該計画の目的を達成するために大いなる貢献となるであろう。これには、水質又は水資源に焦点を当てた調査及び特定の改善計画が含まれる。加えて、水道水の供給を保護するために、特定の行動が水道水保護地域において実施される予定である。

(行動事例)

漏水低減

人々や野生生物に十分な水を確保することを手助けするための漏水防止及び給水管修繕政策を通じた漏水低減 (水道会社)

- ・テムズ流域地区全域

水道会社の現行資産投資

水質改善及び取水による影響低減のための水道会社による現行資産投資の遂行（水道会社）

- ・流域地区全域の河川、沿岸、河口及び地下水帯

水道会社資産の改善

環境関連の指令に基づく水質の改善及び取水の影響の低減のため、水道会社の次回投資（資産管理プログラム—AMP5）に基づく水道会社資産の改善（水道会社）

- ・流域地区全域の河川、沿岸、河口及び地下水帯

（訳注）AMP5：2010年4月から2015年3月までの間の資産管理計画（Asset Management Plan）

（出典）<http://wfdconsultation.environment-agency.gov.uk/wfdcms/en/thames/Intro.aspx>

（文責）センター常務理事兼技監

安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等ございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記までE-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F（財）水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL：jwrchot@jwrc-net.or.jp

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

<http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h22.html>